

令和6年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

# 退職後の医療保険制度について



タンキちゃん  
※たぬきじゃないよ、妖精だよ

公立学校共済組合広島支部短期給付係

# 退職後の医療保険制度について

---

- 1 退職後の医療保険制度
- 2 組合員証等の返却等
- 3 退職後に医療機関等を受診するとき

# 1 退職後の医療保険制度

退職（任期満了）により、**公立学校共済組合員資格を喪失**する。



**新たに「公的医療保険制度」に加入する手続きが必要。**

国民健康保険  
なのかな？

任意継続組合員って  
何だろう？

働いている家族がいる  
んだけど...

再就職先の予定が  
あるんだけどな

どの医療保険に  
加入すればいいの？



# 公的医療保険制度とは

## 国民皆保険制度

すべての国民は、いずれかの公的医療保険制度に加入する必要がある。

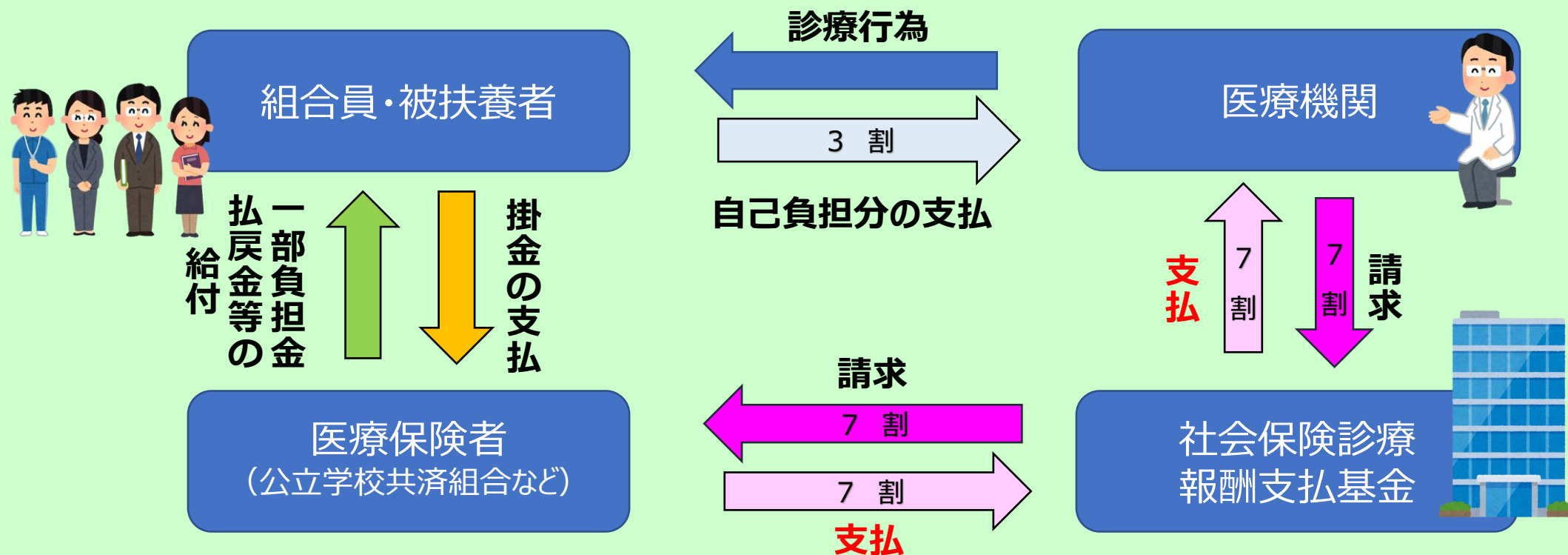
| 医療保険制度                |                 |                       | 加入する人                                   |
|-----------------------|-----------------|-----------------------|-----------------------------------------|
| 被<br>用<br>者<br>保<br>険 | 全国健康保険協会（協会けんぽ） |                       | 企業等で働く人                                 |
|                       | 国家公務員共済組合       | 文部科学省共済組合<br>など       | 国家公務員                                   |
|                       | 地方公務員共済組合       | <b>公立学校共済組合</b><br>など | 地方公務員                                   |
| 国民健康保険                |                 |                       | 自営業の人など、被用者保険に加入しない人                    |
| 後期高齢者医療保険制度           |                 |                       | 75歳以上の人<br>65歳以上75歳未満で一定の障害状態にあると認定された人 |

# 保険診療の仕組み

| 総医療費            |                  |
|-----------------|------------------|
| 自己負担※<br>3割（2割） | 保険者負担分<br>7割（8割） |

※自己負担が3割になる人… ①小学校入学後から69歳までの人 ②70歳から74歳までで現役並みの所得がある人

## 医療機関を受診した際の医療費の流れ（自己負担3割の場合）



# 公的医療保険制度の選択

※ 75歳以上の方は、全員が「後期高齢者医療制度」に加入します。

1 ~ 4 の  
どこに加入できるか  
○をつけてみてね！



スタート

75歳未満の人が、退職（資格喪失）後、  
**1日も空けず再就職をする**

はい

いいえ

医療保険の適用がある

いいえ

任意継続組合員に加入できる（組合員期間が、退職日を含めて引き続き1年と1日以上ある）

はい

いいえ

任意継続組合員になる

**本人の選択**

いいえ

家族が加入している医療保険の被扶養者要件を満たしており、被扶養者になる

はい

いいえ

1

**再就職先の医療保険**

再就職先で手続

2

**公立学校共済組合の  
任意継続組合員**

当支部で手続

3

**家族が加入する  
医療保険の被扶養者**

家族の職場等で手続

4

**国民健康保険**

市区町村の国保担当窓口で手続

60歳未満の組合員と被扶養者は、それぞれ**国民年金の加入手続**が必要です。

手続の際に「**資格喪失証明書**」が必要です。  
退職時、**事務担当者**に「**が必要です**」と伝えて下さい。

# 注意事項（公的医療保険制度の選択）

## 1 再就職先で医療保険に加入するかどうか、**必ず確認してください。**

勤務条件によっては、医療保険に加入しないことがあります。勤務条件説明書などで、必ず確認してください。

例えば、暫定再任用職員のうち、ハーフタイム勤務の方は、共済組合（医療保険）に加入しません。

## 2 任意継続組合員の加入要件を満たしているか、家族の被扶養者となる要件を満たしているか、**必ず退職前に確認してください。**

家族の被扶養者になれる要件は、家族が加入している医療保険毎に異なります。必ず退職前に確認してください。

## 3 20歳以上60歳未満の任意継続組合員（被扶養者）は国民年金の加入手続が必要です。

加入手続の際、当支部が発行する「資格喪失証明書」が必要となります。退職時、所属所担当者にお申し出ください。

「資格喪失証明書」は、家族の被扶養者になる場合、国民健康保険に加入する場合も必要です。

# 任意継続組合員となるための要件

地方公務員等共済組合法第144条の2 第1項

1 退職の日の前日まで、引き続き1年（退職日を含めて1年と1日）以上組合員であった者

- 「一般組合員」「短期組合員」は区別せず、組合員期間を通算します。
- 「任意継続組合員」「後期高齢者医療制度に加入している期間」は含みません。
- 組合員期間が1日でも空いた場合、再度資格を得た日から計算します。
- 令和6年4月1日に任用され、令和7年3月31日に退職した者の組合員期間は「1年」なので、加入できません。

2 退職の日から起算して、20日を経過する日までに申し出る  
（必要書類を当支部に不備のない状態で提出する（締切日必着））

- 令和7年3月31日に退職した人の提出締切日は、令和7年4月18日(金)必着

4月19日が土曜日だから、  
1日早くなるんだね！

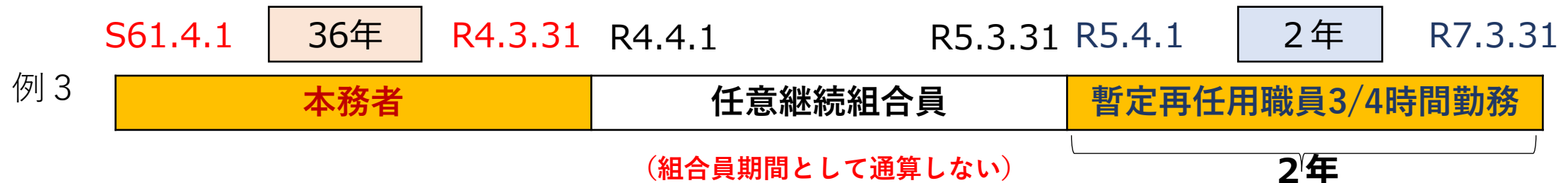
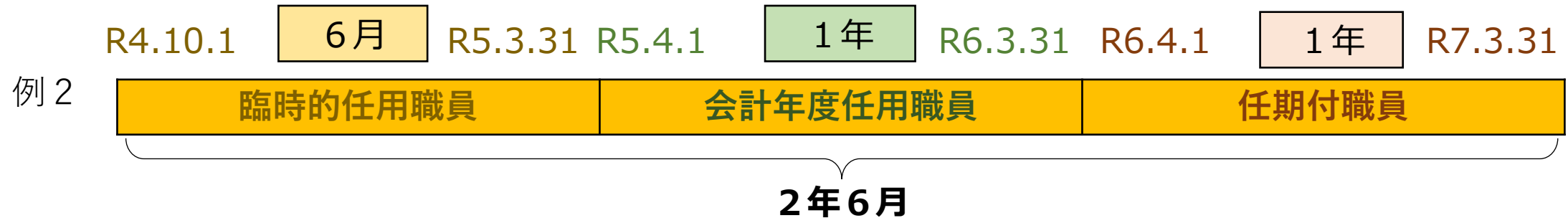




# 任意継続組合員制度に加入できる例

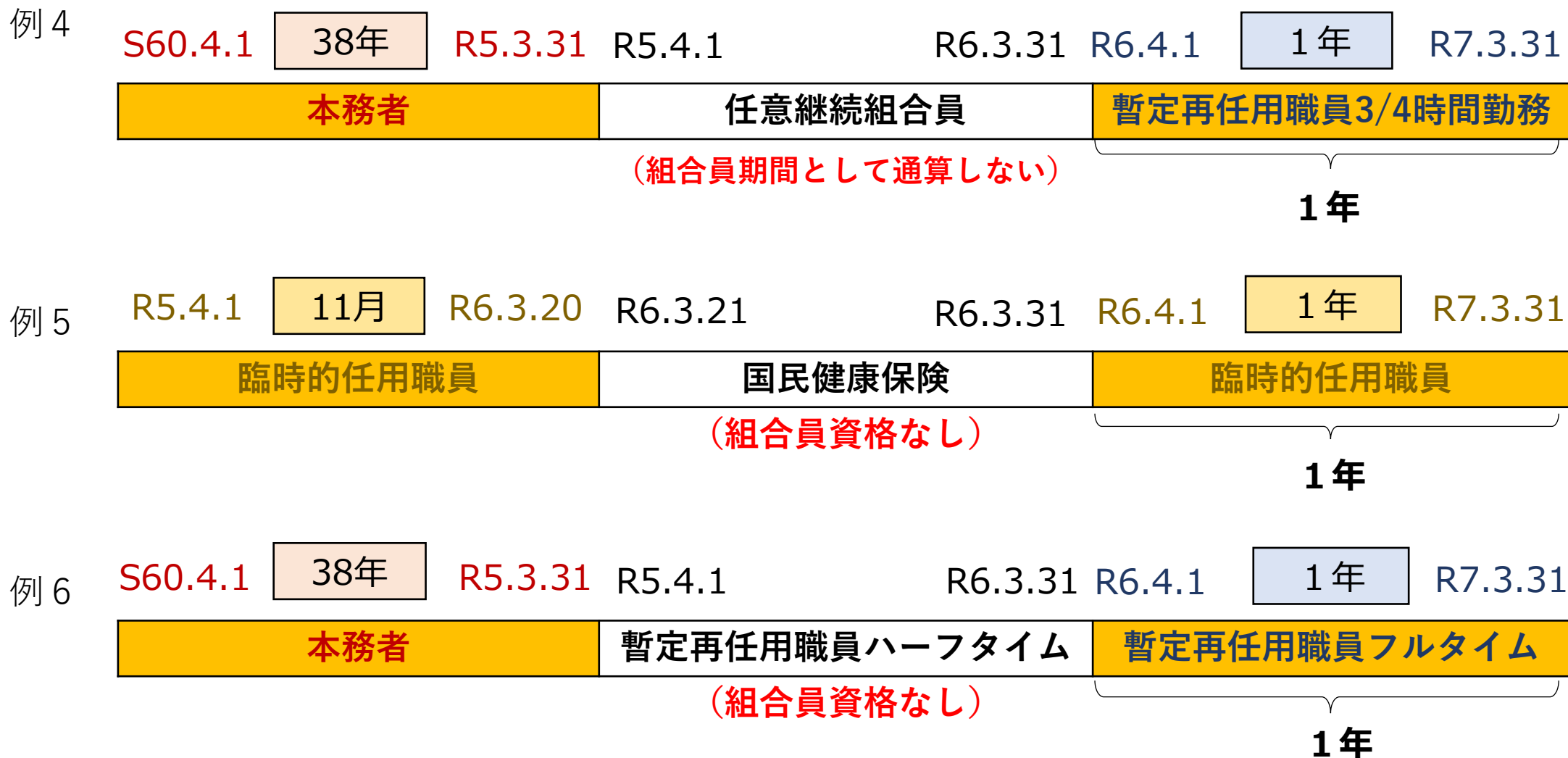
(組合員期間が退職日を含めて引き続き1年と1日以上ある)

※ 色付きの期間が一般組合員または短期組合員として資格がある期間です



# 任意継続組合員制度に加入できない例

(組合員期間が退職日を含めて引き続き1年と1日に満たない)



## 2 組合員証等の返却等

退職日の翌日以降、所属所の担当者に速やかに返却してください。

| チェック                     |       | チェック                     |           |
|--------------------------|-------|--------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 組合員証  | <input type="checkbox"/> | 高齢受給者証    |
| <input type="checkbox"/> | 被扶養者証 | <input type="checkbox"/> | 限度額適用認定証  |
| <input type="checkbox"/> | 資格確認書 | <input type="checkbox"/> | 特定疾病療養受療証 |

- 「資格情報のお知らせ」は返却不要です。
- マイナンバーカードは、誤って当支部に送付しないでください。

**注意！**

退職日の翌日以降に、新しい資格情報が反映される前のマイナ保険証や、当支部が発行した資格確認書等で、医療機関等を受診した場合、  
**当支部が負担した医療費等（7割部分）を返還していただくことになります。**

### 3 退職後に医療機関等を受診するとき

現在お持ちの組合員証等は、**退職日の翌日（組合員資格喪失日）以降、使用できません。**

マイナ保険証で受診する人は、  
受診する前にマイナポータルで**新しい資格情報が反映されていることを確認**してください。

マイナ保険証で受診できない人は、  
新しく加入した医療保険者が発行した**「資格確認書」を使用**してください。

新しい資格情報が反映されていないときや、新しい資格確認書が届いていないときは、

医療機関等の受付の方に、  
**「公立学校共済組合の資格を喪失しています。現在、資格の手続中です。」**  
**と必ず伝えてください。**

## 留意事項（退職後の給付金受取口座について）

退職後でも、要件に該当すれば、申請により、当支部の給付金を受けられる場合があります。

また、退職後でも、当支部から一部負担金払戻金などを、申請によらず、給付する場合があります。

給付金受取口座は、退職後、少なくとも **6 か月間は解約しないでください。**

退職後すぐに口座を解約すると、振込ができなくなります。やむを得ず解約・変更する場合は共済組合にご連絡ください。

住所変更した場合は、**必ず当支部に連絡してください。**

自宅に給付金明細書などを送付する場合があるため、郵便物が確実に届くよう、「§08-003組合員等  
情報変更申告書（広島支部トップページ＞こんなときガイド＞様式ダウンロード集＞様式ダウンロード  
（標準報酬・掛金・資格関係））」を提出してください。